

綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱（平成27年4月1日告示第35号）

最終改正:令和8年3月30日告示第47号

改正内容:令和8年3月30日告示第47号〔令和8年4月1日〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、成年後見制度の円滑な利用を支援し、権利の擁護及び福祉の向上を図るため、経済的な理由等により当該制度を利用することが困難な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）審判請求 次に掲げる審判の請求をいう。

ア 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判（以下「後見開始の審判」という。）

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判（以下「保佐開始の審判」という。）

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判

エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判（以下「補助開始の審判」という。）

オ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判

カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

（2）成年被後見人等 後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判を受けた者をいう。

（3）住所地特例対象被保険者 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者をいう。

（4）被保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者をいう。

（5）介護給付費等の支給決定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項に規定する介護給付費等を支給する旨の決定をいう。

（6）DV 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）をいう。

（7）成年後見人等 民法に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。

（8）申立人 成年被後見人等の配偶者又は4親等内の親族であって、当該審判請求を行ったものをいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、成年被後見人等であって、審判請求をした日において、第1号から第4号までのいずれかに該当し、かつ、第5号から第8号までのいずれかに該当するもの又は申立人であって、第5号に該当するものとする。

（1）本市に住所を有する者（他市区町村の住所地特例対象被保険者若しくは被保護者又は他市区町村で介護給付費等の支給決定を受けた者を除く。）

（2）本市の住所地特例対象被保険者

（3）本市で介護給付費等の支給決定を受けた者

（4）本市において福祉の措置を受ける者

（5）世帯全員（虐待、DVの被害者である場合その他特別の事情があると認められる場合は対象者）が市町村民税非課税者であって、次のいずれかに該当し、かつ、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない者

ア 成年被後見人等が審判請求を行った場合 成年被後見人等の現金及び預貯金の合計額が50万円以下

イ 申立人が審判請求を行った場合 申立人及び成年被後見人等の現金及び預貯金の合計額がそれぞれ50万円以下

（6）本市において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

（7）本市の被保護者

（8）その他市長が特に必要と認める者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次に掲げる審判請求に要した費用とする。

（1）郵便切手購入費用（返還された郵便切手に相当する費用を除く。）

（2）収入印紙購入費用

（3）診断書作成費用

（4）鑑定費用（10万円を限度とする。）

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付の申請をすることができる者は、対象者又は成年被後見人等（対象者に限る。第3項において同じ。）の代理人としての成年後見人等（保佐人及び補助人にあっては、代理権を付与されている者に限る。）とする。

2 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、審判確定日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請前に成年被後見人等が死亡した場合においても、当該申立人又は成年被後見人等の成年後見人等であった者は、同項の規定により申請することができる。ただし、成年被後見人等の遺留した金品が当該審判請求に要した費用に満たない場合に限る。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、助成金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

---